

鳥取市防災指導員・防災リーダー制度について

■目的

市民の防災意識の高揚、自主防災組織の結成及び育成など、地域防災力の強化を図る人材の養成と活用

■概要

- ①防災リーダー養成研修会を実施（地域の防災活動に積極的に取り組む意欲のある者を対象）
- ②研修を修了した者で、本人の申し出により防災リーダーとして認定し名簿に登録
- ③防災リーダーとして名簿に登録された者のうちから、地区の自主防災会連絡協議会、まちづくり協議会又は自治会等からの推薦に基づき、地区ごとに1人を防災指導員に委嘱する（任期2年）。

■職務

【防災指導員】原則として地区に1名

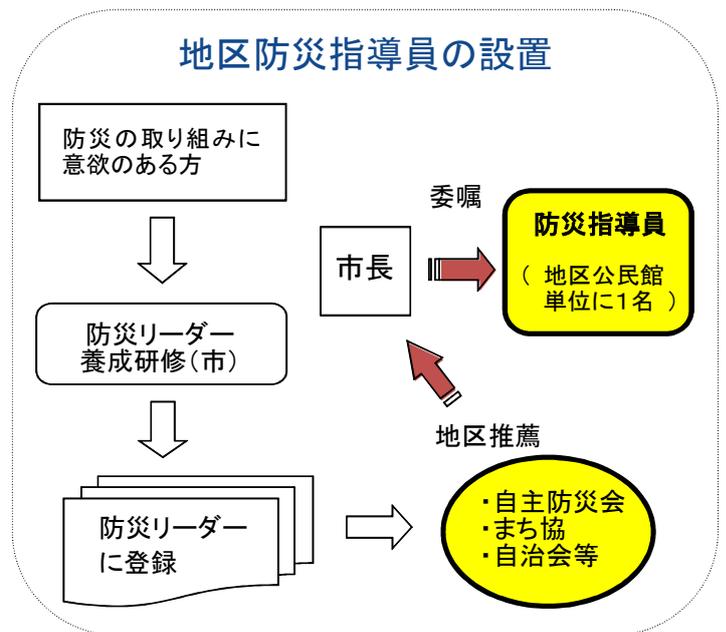
- (1) 地域住民の防災知識の普及
- (2) 自主防災組織の育成支援
- (3) 地域のまちづくり計画に定める防災計画の策定及び推進
- (4) 防災リーダーの育成支援

【防災リーダー】養成研修修了者

- (1) 地域住民の防災知識の普及
- (2) 自主防災組織の育成支援

■防災指導員の推薦(スケジュール)

- 2月** ・地区の自主防災会連絡協議会長
・まちづくり協議会長
・地区会長へ「推薦依頼書」を送付
- 3月** 推薦書のとりまとめ
- 4月** 委嘱状交付式（任期2年）



■活動要請等

- (1) 地域の要請に応じ、自主防災会の指導等を行う。
- (2) 要請を受けて自主防災会等に対して支援を行った場合は、速やかに市に報告する。
- (3) 自主防災会の指導、講習の講師等、支援を行った場合、下表のとおり謝金を支給する。

■謝金

対象	業務	謝金の額
防災指導員	活動謝金	10,000 円／年
	指導謝金	4,000 円／1 回
防災リーダー	指導謝金	2,000 円／1 回